

デイサービス顔晴れ  
指定地域密着型通所介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 下記事業者が設置する下記事業所において行う指定地域密着型通所介護事業(以下「事業」という)は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

事業者：合同会社おおした

事業所：デイサービス顔晴れ

(運営の方針)

第2条

- 1 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれた環境を踏まえ、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成し、計画的にサービス提供を行うものとする
- 2 事業者は、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を的確に把握し妥当適切に行うものとする。
- 4 サービス提供にあたっては懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるように相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。
- 5 ご家族の介護負担の軽減やご利用者のご要望に応じて宿泊サービスを提供する。

(事業の運営)

第3条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

① 名称：デイサービス顔晴れ

住所：福井県福井市開発2丁目306 ブルーハイツⅦ 1F南

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

(1) 管理者 1名～

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し順守すべき事項について指揮命令を行う

(2) 生活相談員 1名～

生活相談員は、利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申込みに係る両性、他の従事者に対する助言、技術指導、居宅介護支援事業者等との連携、調整を行い、またほかの従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う

(3) 介護職員 3名～

介護職員は、地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行う

(4) 看護職員 1名

看護職員は、利用者に必要なバイタル確認、体調確認、服薬管理等を行う

その他機能訓練や移動介助、食事介助、入浴介助も行う

(5) 機能訓練指導員 2名～

機能訓練指導員は、日常生活を営むに必要な機能の減退を防止する為の機能訓練、訓練指導及び助言を行う

(営業日及び営業時間)

第6条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

(1) 営業日：月曜日から土曜日(※土曜日は午前中のみ)

※祝日も営業

(2) 年間の休日：日、盆、正月

(3) 営業時間：8：30～17：00(月曜日～金曜日)

8：30～12：00(土曜日)

(4) サービス提供時間：8：30～16：15

(5) 延長サービス：原則8時間を超えてのサービスは実施しない

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は18名とする

※土曜日のみ定員13名とする

(指定地域密着型通所介護の内容)

第8条 指定地域密着型通所介護(宿泊サービスも含む)の内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする

- (1) 健康状態の確認、日常生活上の世話及び送迎
- (2) 機能訓練及びレクレーション(創作活動等)
- (3) 生活指導(相談・援助等)、食事提供介助、入浴介助、買い物補助

(利用料等)

第9条

1 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする

2 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該告示上の額の支払いを受けるものとする

3 通常の事業の実施地域を超えて送迎を行った場合の交通費は通常の事業実施地域を超えた地点から片道5<sup>キロ</sup>を超えるごとに200円とする

4 食事の提供に要する費用 昼食800円(税込)を徴収する

※利用者様のご希望により800円を超える場合は超過分も後日請求する

5 その他指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費で徴収する

6 おむつ代については1枚あたり100円徴収する

7 飲み物代は1日100円を上限に1杯あたり50円(税込み)とする

9 洗濯を希望される場合はクリーニング料金として200円(税込)/回を実費で徴収する。

10 サービス提供に際しあらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする

11 費用を変更する場合はあらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明したうえで支払いに同意した旨の文書に署名を受けることとする

12 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料

の支払いを受けた場合は提供した指定地域密着通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は次のとおりとする

福井市

(衛生管理等)

第11条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じるものとする
- 2 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者はサービスの利用にあたって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所に連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする

(緊急時等における対処方法)

第13条

- 1 指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする
- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする
- 3 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、火災、風水害、地震等の災害に対処するためのマニュアルを作成し責任者(管理者)を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする

(苦情処理)

第 15 条

- 1 指定地域密着型通所介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じるものとする
- 2 事業所は提供した指定地域密着型通所介護に関し介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする

(個人情報保護)

第 16 条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を順守し適切な取り扱いに努めるものとする
- 2 事業者が得た利用者その家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人への了解を得るものとする

(虐待防止に関する事項)

第 17 条

- 1 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする
  - (1) 虐待を防止する為の従業者に対する研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従事者又は養護者による虐待を受け

たと思われる利用者を発見した場合には速やかに市町村に通報するものとする

(地域との連携)

第18条

- 1 事業の運営にあたっては地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流を図るものとする
- 2 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的とし運営推進会議を設置する
- 3 運営推進会議の構成員は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回開催する
- 4 事業者は運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望助言等を聴く機会を設ける
- 5 事業者は前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する

(その他運営に関する留意事項)

第19条

- 1 事業所は従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検討、整備する
  - (1) 採用時研修：採用後1ヵ月以内
  - (2) 継続研修：年1回
- 2 事業者は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする
- 3 事業所は地域密着型通所介護に関する記録を整備しそのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規定は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日より施行する

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する

この規則は、令和 5 年 8 月 1 日より施行する

この規則は、令和 6 年 6 月 1 日より施行する

この規則は、令和 7 年 11 月 1 日より施行する

この規則は、令和 8 年 3 月 1 日より施行する